

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第12号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき占用料を徴収しない占用物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）<u>第7条第9号</u>に規定する応急仮設住宅</p> <p>2・3 略</p>	<p>第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき占用料を徴収しない占用物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）<u>第7条第11号</u>に規定する応急仮設住宅</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。